

令和4年度6次産業化スキルアップ研修会運営等業務仕様書（案）

1 委託業務名

令和4年度6次産業化スキルアップ研修会運営等業務（以下「委託業務」という。）

2 委託業務の目的

青森県（以下「県」という。）では、令和4年度「あおもり食品産業強化サポート事業」において「地域の6次産業化」を市町村と連携して推進するとともに、関係機関との連携による相談活動や事業者の商品力、販路開拓力向上のためのマッチング活動を実施することにより、6次産業化に取り組む事業者へのきめ細かな支援体制を継続していくこととしている。

このため、本委託業務では、県や市町村等の関係職員を対象に、商品開発に係る基礎知識（商品企画、食品製造（衛生・品質管理、HACCP制度）、デザイン、食品表示、販路開拓等）の習得を目的としたスキルアップ研修会を行うことで、商品開発に関する相談対応のスキル向上を図ることを目的としている。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月17日（金）まで

4 委託業務の内容

県や市町村等の関係職員を対象に、商品開発に係る基礎知識を習得し、商品開発に関する相談対応のスキルを向上させるため、6次産業化スキルアップ研修会（以下「研修会」という。）を開催・運営する。

(1) 研修会の開催

ア 開催日は、県農林水産部総合販売戦略課（以下「総合販売戦略課」という。）と協議して決定すること。

イ 研修会は原則4回開催すること。

ウ 研修会には以下のテーマ及び内容を含めること。

- ・「商品企画」
- ・「食品製造（衛生・品質管理、HACCP制度含）」
- ・「デザイン、食品表示」
- ・「販路開拓」

ただし、受注者の提案内容が上記より優れる場合はこの限りではない。

(2) 研修会の講師

研修会の講師については、総合販売戦略課と協議して決定すること。

対応が可能な場合は、受注者が講師を務めても良いものとする。

(3) 研修会参加者の募集

ア 開催案内（チラシ等）は受注者が作成し、参加者への周知は総合販売戦略課が行うものとする。

イ 参加申込みの受付は、受注者が行うこと。

(4) 各種手続き等

会場確保、講師依頼、運営（受付、進行）、支払等については、受託者が行うこと。
研修会当日の準備や運営については、総合販売戦略課が一部受注者を補助する。

5 留意事項

受注者は、4の取組を遂行するため、以下のとおり業務を進めること。

(1) 担当者の決定・報告

受注者は、県との委託業務に関する契約締結後、1週間以内に当業務に携わる担当者を決定し、総合販売戦略課へ報告すること（様式は任意）。

(2) 研修会内容の決定・報告

受注者は、総合販売戦略課が指定する日までに全研修会内容を決定し、総合販売戦略課に報告する（様式は任意）。研修会の内容は、十分に効果が得られ、参加者の商品開発に関する相談対応のスキルを向上させられる内容とすること。

なお、内容は必要に応じて総合販売戦略課と協議し、変更する場合がある（様式は任意）。

6 報告

受注者は、本委託業務の完了後、令和5年3月17日（金）までに以下の資料を作成し、総合販売戦略課に提出する（様式は任意）。

(1) 業務実施報告書

(2) 本業務において制作した資料等

7 その他

(1) 本委託業務の実施に当たっては、受注者は総合販売戦略課と十分な連絡調整の上、行うものとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、総合販売戦略課と協議の上、決定すること。

(3) 本委託業務の成果品については、これに関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。

また、受注者が再委託した第三者が作成した著作物の著作権についても、県に帰属するものとする。